

生活排水処理事業等の事務を補完する官民出資会社
パートナー事業者募集要項

令和 5 年3月

(令和5年4月12日修正)

秋田県

目 次

第1編	事業概要	1
第1章	募集の趣旨	1
1.1	官民出資会社の設立目的	1
1.2	募集要項の位置付け	2
第2章	基本的事項	2
2.1	用語定義	2
2.2	官民出資会社の運営に関するスキーム	3
2.3	パートナー事業者の契約期間	4
第3章	官民出資会社の概要	4
3.1	商号	4
3.2	主たる事業所	4
3.3	資本金	4
3.4	出資構成	4
3.5	機関構成	4
3.6	株	5
3.7	業務領域	5
3.8	営業日及び営業時間	5
第4章	官民出資会社の運営方針	6
4.1	基本理念	6
4.2	長期ビジョン	6
4.3	中期計画	7
4.3.1	業務内容	7
4.3.2	業務量	9
4.3.3	収支計画	10
第5章	パートナー事業者に求める事項	11
5.1	パートナー事業者に求める事項	11
第6章	パートナー事業者の制限事項等	14
6.1	営業活動における留意事項	14
6.2	利益相反取引の制限	14
6.3	入札等の競争性の阻害に関する制限	14
第2編	応募及び選定方法	15
第7章	応募者の参加資格要件等	15
7.1	応募者の構成	15
7.2	応募者の要件	15
7.3	応募者の禁止行為	17
第8章	事業者の選定に関する手続き	17
8.1	基本的な考え方	17
8.2	審査の方法	17
8.3	要件・提案の審査	17
8.3.1	参加資格審査	17

8.3.2	提案審査	17
8.4	選定事業者の決定	17
8.5	選定結果の通知及び公表	18
8.6	応募に関する費用負担	18
8.7	提案書等の帰属	18
8.7.1	著作権	18
8.7.2	特許権等	18
第9章	応募に関する手続き	18
9.1	事業者選定等のスケジュール	18
9.2	募集要項等に関する説明会	19
9.3	募集要項等に関する質問受付及び回答の公表	19
9.4	参加資格審査申請書類受付	19
9.5	参加資格審査結果の通知	19
9.6	開示資料の閲覧・配布の申し込み	20
9.7	公共事業体と応募者との対話	20
9.8	提案書の受付	20
9.9	参加辞退	20
9.10	審査結果の通知	20
9.11	審査結果の公表	20
第10章	提案書作成に当たっての条件明示	21
10.1	本章の記載事項について	21
10.2	収支計画における売上高の試算条件	21
10.3	収支計画における人件費の試算条件	21
10.4	就業に関する事項	23
10.4.1	公共事業体から派遣される従業員	23
10.4.2	パートナー事業者から派遣される従業員	23
10.4.3	従業員の勤務形態	23
10.5	業務の再委託	23
第3編	選定事業者の決定後の手続き等	24
第11章	選定事業者の決定後の手続きに関する事項	24
11.1	株主間協定の締結	24
11.2	官民出資会社の設立	24
第12章	その他パートナー事業者の選定に関し必要な事項	24
12.1	募集要項等の変更	24
12.2	募集要項等に関する問い合わせ先及び各種書類提出先	24
12.3	情報提供	24
12.4	提案書作成に当たっての参考資料	25

第1編 事業概要

第1章 募集の趣旨

1.1 官民出資会社の設立目的

[背景]

秋田県の人口は、ピーク時（1956年）には約135万人であったが、1982年以降は一貫して減少しており、2022年10月1日時点で約93万人となっている。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」では、2045年の県人口は60.2万人とされており、現在の県人口の年齢構成から見て、今後人口減少が進むことは避けがたい状況となっている。

県内の生活排水処理施設は、人口の減少傾向が現在より緩やかであった昭和60年頃から平成10年代にかけて急速に整備され、この間、汚水処理人口普及率は飛躍的に向上した。今後はこれらの施設の更新需要が増加する（モノの課題）一方で、マンパワー（人の課題）と財源（カネの課題）の減少が避けられないことから、限られたリソースを有効に活用して、住民サービスの水準を維持していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、秋田県（以下「県」という。）と県内25市町村（以下「市町村」という。）は、法定協議会である「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」において、県と市町村の協働を一つの柱とした「秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を定め、この構想に基づいて、事務の効率化と運営コストの縮減に向けたハード・ソフトの両面での取組を推進している。

[目的]

社会経済情勢の変化が激しさを増し、レジリエントな社会の構築が求められる中、県及び市町村では、これまで取り組んできた広域化・共同化の取組を一層深化させるための次の一手として、全県域で事務の補完と技術の継承を担う新たな組織（以下「広域補完組織」という。）を設立し、執行体制の強化を図ることについて合意した。

広域補完組織は、事業運営に関する財務マネジメント面での支援から、生活排水処理施設の整備・改築に関する技術面での支援まで、幅広い業務に対応するものである。県や市町村が有するノウハウと、民間事業者の高度な専門知識や新たな知見、時宜を捉えた機動力等の融合により相乗効果が期待できることから、広域補完組織の形態は「官民出資株式会社」とすることとした。

1.2 募集要項の位置付け

本公募は、県及び市町村と共に官民出資会社の運営を担う意欲ある民間事業者を募集するものである。

第2章 基本的事項

2.1 用語定義

- ① 生活排水処理事業：下水道法に基づく下水道（公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道及び流域下水道）のほか、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく集落排水（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設）及び浄化槽（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）を含む広義の下水道事業をいう。
- ② 公共事業体：秋田県、秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村をいう。
- ③ 募集要項等：本募集要項及び次に掲げる関連資料をいう。
 - ・生活排水処理事業の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者審査基準（以下「審査基準」という。）
 - ・生活排水処理事業の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集に関する提出書類作成要領及び様式集（以下「提出書類作成要領及び様式集」という。）
 - ・官民出資会社に関する株主間協定書（案）
 - ・生活排水処理事業の運営支援に関する協定書（案）
 - ・業務委託契約書（案）
- ④ 応募者：募集要項等に基づき、本公募に応募する者をいう。
- ⑤ 選定事業者：募集要項に定める参加資格要件を満たす応募者のうち、官民出資会社の運営等に関する提案内容の審査を経て、県が決定した事業者をいう。選定事業者は、公共事業体と官民出資会社の運営に関する基本的事項について協議を行い、協議が整った段階で株主間協定を締結する。
- ⑥ パートナー事業者：株主間協定を締結した上で出資を行い、公共事業体と共同で官民出資会社を設立し、官民出資会社の経営に関与する者をいう。
- ⑦ 構成法人：応募者、選定事業者又はパートナー事業者が、複数の法人で構成されるグループである場合に、グループを構成する各法人をいう。
- ⑧ 社員：本公募への応募者に所属する職員をいう。
- ⑨ 従業員：官民出資会社に所属する職員をいう。

2.2 官民出資会社の運営に関するスキーム

官民出資会社の設立・運営方法は図1のとおりである。

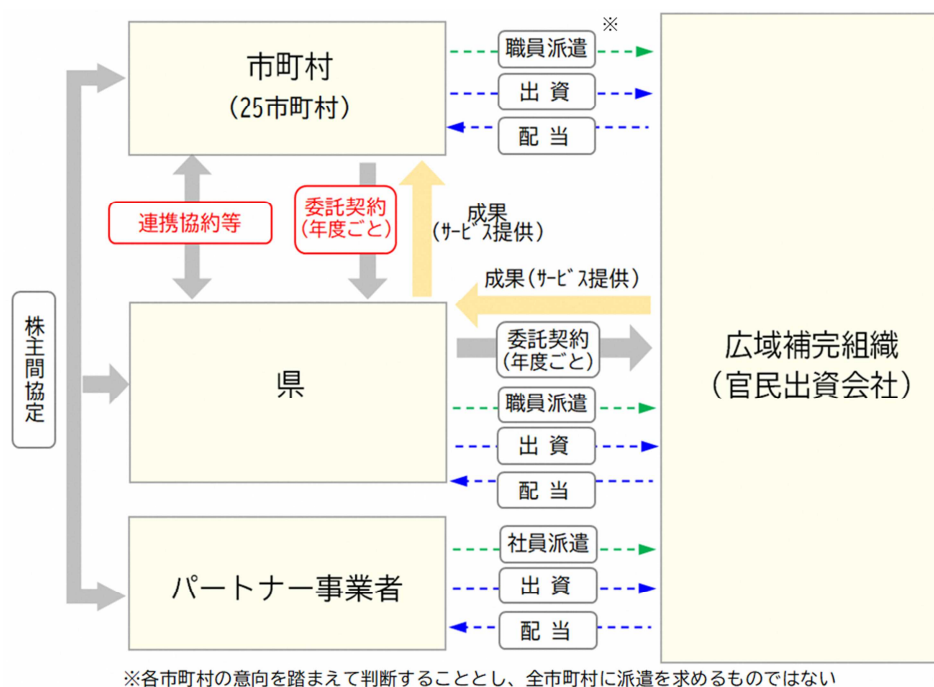


図1 官民出資会社の運営スキーム

[組織の設立]

- ① 県、市町村及びパートナー事業者が発起人となり、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として官民出資会社を設立する。
- ② 公共事業体は職員を、パートナー事業者は社員を、官民出資会社に派遣する。

[組織の運営]

- ① 県及び各市町村は、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針や、官民出資会社の設立・運営・評価に関する役割分担を定めるため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結する。また、公共事業体は株主としての官民出資会社への関与の方法等を定めるため、基本協定を締結する。
- ② 各市町村は、支援を要する事務に関して県に委託する。県と各市町村は、業務項目、仕様及び金額等を定めた委託契約を毎年度締結する。
- ③ 県は、各市町村から受託した業務の項目及び県が管理する流域下水道、公共下水道等に関連する必要項目を取りまとめ、一括して官民出資会社に発注する。県と官民出資会社は、業務項目、仕様及び経費の算出方法等を定めた実施協定を事業開始時点で締結する。当該年度の業務項目、仕様及び金額につ

いては、毎年度の委託契約による。県は、業務委託契約書に定めるところにより、契約金の範囲内で契約の既済部分に相当する金額を部分払をすることができる。

- ④ 公共事業体は、業務の成果に対する業務委託料及び官民出資会社が主催する研修に係る負担金のみを官民出資会社に支払うものとし、その他公的支援は行わない。

2.3 パートナー事業者の契約期間

官民出資会社は、公共事業体が運営する生活排水処理事業を永続的に支援するために設立するものであり、公共事業体とパートナー事業者の間で締結する株主間協定においても、将来にわたる継続的な連携を前提とした内容を定める。

なお、社会経済情勢等に応じて業務領域や注力すべき分野が変化していくことから、官民出資会社は、5年程度を期間とした中期経営計画を定め、自らモニタリングを行うこととする。官民出資会社は、中期経営計画の期間の終了後に、成果を踏まえてパートナー事業者の追加の必要性や執行体制の在り方について検証を行い、公共事業体及びパートナー事業者に結果を報告する。報告を受けた公共事業体及びパートナー事業者は、対応について協議し、株主として必要な措置を講じる。

第3章 官民出資会社の概要

3.1 商号

会社の商号は、公共事業体が立案し、パートナー事業者と協議の上、決定する。

3.2 主たる事業所

秋田県秋田市に置く。

3.3 資本金

100,000 千円とする。

3.4 出資構成

公共事業体が 51%（県：18.21%、市町村計：32.79%）、パートナー事業者が 49%を出資する。

3.5 機関構成

取締役会及び監査役を設置する。

なお、取締役の任期は2年とし、員数は5名とする。

公共事業体は取締役候補者3名（うち1名を代表取締役候補者として）を、パートナー事業者は取締役候補者2名を指名する権利を有する。

監査役の任期は4年とし、員数は2名以内とする。

3.6 株

発行株式の数は10,000株とし、1株当たりの金額は10,000円とする。

発行株式はすべて会社法第2条第17項に規定される譲渡制限株式とする。定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限について定めることとし、株式を譲渡する場合には、官民出資会社の株主総会において普通決議を必要とする。

なお、会社法第136条に規定される譲渡承認請求を行う場合には、その当事者は他の株主に対して譲渡先、譲渡株式数を示して事前に協議を行うこととする。

3.7 業務領域

① 計画策定支援

公共事業体が運営する事業が持続可能なものとなるよう、投資試算及び財源試算に基づく経営戦略や、施設の点検及び改築・修繕に関するマネジメント計画等の立案を支援する。

② 事業運営支援

公共事業体が管理する施設に係る公共工事や設計業務等について、監理監督の効率化と品質確保を図るため、発注者の支援を行う。

③ 技術継承支援

公共事業体の職員や地域企業の技術者の技術力向上に向けた支援を行うとともに、業務執行において生じる技術的課題に対して専門的見地から助言を行う。

3.8 営業日及び営業時間

営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く日とする。

営業時間は午前8時30分から午後5時15分とする。

第4章 官民出資会社の経営方針

4.1 基本理念

- 豊富な資源に育まれたふるさと秋田の高質な暮らしを、将来にわたって維持していくため、安全・安心な水循環に寄与するイノベーションを創造し、地域社会の発展に貢献する。
- 計画・施工・維持管理・経営管理に関するノウハウを備え、水インフラに関する事業運営を総合的にサポートできる“水のプロ集団”として存在感を発揮し、県民から信頼される組織を目指す。

4.2 長期ビジョン

[官民出資会社の設立時から早期に注力する事項]

県内の自治体が運営する生活排水処理事業に関しては、着実に法適用事業への移行が進み、財務情報等の比較が可能となりつつあるが、全国と比較して経費回収率が低水準であり経営基盤の強化が不可欠である。自治体が抱える課題に早期に対応するため、官民出資会社は、経営戦略やストックマネジメント計画の立案・見直し等の支援に優先的に取り組んでいく。さらに、計画の策定後はその評価等も含めて、伴走型で自治体の支援を行っていく。

[中期的な展望]

令和10年頃には、施設の老朽化に対応した計画的な改築・修繕の増加や、業務効率化に向けた包括的民間委託等の導入拡大が想定される。こうした状況変化に応じて、官民出資会社は、積算資料作成、工事監督補助、業務モニタリング等の事業運営支援を確実に実施していく。

また、県央地区の汚泥処理の共同化に向けた検討や、汚泥資源の肥料利用の促進に向けた普及啓発等についても、公共事業体と共に対応していく。

[長期的な展望]

生活排水処理事業に関する業務を通じて培われるノウハウを生かした事業の拡大も将来的には考えられる。具体的には、他のインフラ分野への水平展開や、隣県をはじめとした他地域への支援拡大を視野に入れて会社を運営していく。

水道等の水インフラの管理や事業運営に関しては、必要とされる技術やノウハウに共通する部分が多いことから、国の動向や管理者のニーズを注視しながら、具体的な支援の方法等を検討していく。

※ 次項には、県が官民出資会社に委託予定の業務を示しているが、中期的、長期的な業務拡大に伴って県以外の者から業務を受託することも想定される。

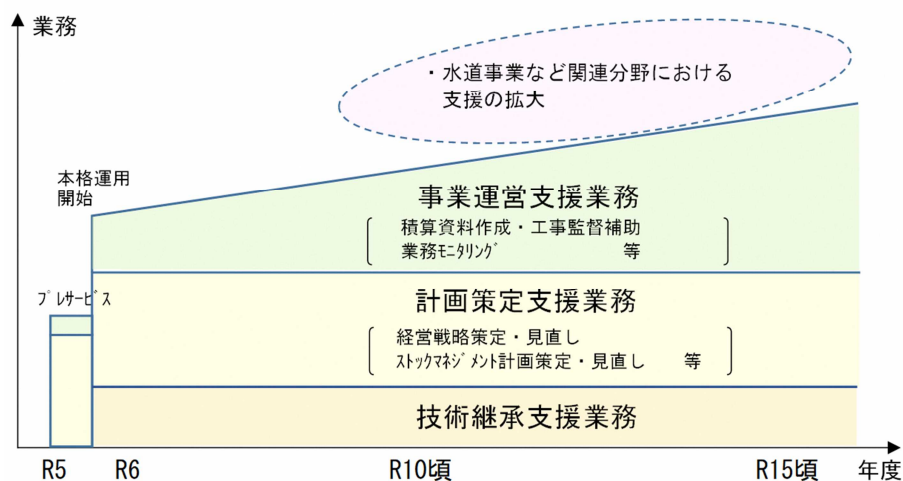


図2 官民出資会社の長期ビジョン（イメージ）

4.3 中期計画

4.3.1 業務内容

官民出資会社が実施を予定している業務の内容は、次のとおりである。

① 計画策定支援業務

経営戦略策定・見直し支援	施設・設備の需要予測と耐用年数等を考慮した合理的な「投資試算」と、財源の見通しである「財源試算」の推計を複数パターン実施する。収支ギャップが発生する場合にはその解消を図るための具体策を検討した上で、将来にわたって投資以外の経費も含めて収支が均衡するような「投資・財政計画」を策定する。 また、見直しに当たっては、期中の検証や評価を行い、計画と決算に乖離が生じている場合にはその要因を分析し、効果的な改善策を立案した上で、「投資・財政計画」を改定する。
ストックマネジメント計画策定・見直し支援	施設情報の整理に基づいて行ったリスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理の目標及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画等を立案する。 また、見直しに当たっては、施設管理の実績に対する評価を行い、施設管理の目標が達成できなかった場合や、点検・調査及び修繕・改築の計画値と実績値に乖離があった場合等には、その原因を分析し、目標値や計画値を見直す。

② 事業運営支援業務

業務委託履行監視	自治体が発注する設計や点検等に関する業務委託について、発注者と受注者の打合せに同席し、必要に応じて技術的な助言を行う。 また、業務完成時には、受注者から提出された報告書の照査を行い、結果を発注者に報告する。
積算資料作成	現場条件等を勘案し、各種基準に則って、工事発注に関する設計図書（積算書、仕様書、数量計算書など）の作成を行う。
工事監督補助	自治体が発注する下水道施設等の工事について、発注者と受注者の打合せに同席し、必要に応じて技術的な助言を行う。 併せて、受注者への指示や協議に関する資料の作成や、材料・施工状況の確認、関係機関との協議資料等の作成を行う。
業務モニタリング	自治体が発注する下水道施設等の維持管理に関する業務（指定管理も含む）について、履行状況や提出資料等の確認を行うほか、定例会議に出席し、必要に応じて受注者、指定管理事業者に対して業務改善に資する助言・提案を行う。
台帳管理	施設の点検情報や整備・更新工事の竣工情報などを台帳システムに入力する。
経営相談	事業を運営していく中で生じる財務上の諸課題に対して、解決に向けた助言・提案を行う。
調書作成補助	国の機関から依頼される調査や、統計資料の作成に必要な調書の作成を支援する。
その他	上記に関連する事業運営の支援を行う。

③ 技術継承支援

職員研修の企画・運営	自治体職員を対象とした研修を企画し、講師の招聘や会場手配等の運営を行う。
技術相談	設計や施工の各段階で生じる技術的な諸課題に対して、解決に向けた助言・提案を行う。

4.3.2 業務量

県から官民出資会社に発注する各業務の見通しは、表1のとおりである。台帳管理、経営相談、調書作成補助、職員研修の企画・運営、技術相談については、官民出資会社の本格運用開始後にニーズを見極めながらサービスを展開していく。

なお、公共事業体が運営する事業の経営状況や、施設の整備・更新の進捗度合、老朽化の進行状況等によって、業務の実施時期等が変更となることがある。

表1 官民出資会社の実施予定業務

業務項目	対象自治体	R5	R6	R7	R8	R9	R10
経営戦略策定・見直し (自治体数)	市	0	1	1	1	1	0
	町村	2	4	0	1	1	3
	県	0	0	0	0	1	0
	計	2	5	1	2	3	3
ストックマネジメント計画 策定・見直し [処理場・ポンプ場施設] (単位：件)	市	0	1	0	1	1	1
	町村	0	0	1	0	0	0
	県	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	1	1
ストックマネジメント計画 策定・見直し [管路施設] (単位：件)	市	0	2	0	2	2	2
	町村	0	1	2	2	1	2
	県	0	0	1	0	0	0
	計	0	3	3	4	3	4
業務委託履行監視 (単位：件)	市町村	0	4	4	4	4	4
	県	0	0	0	0	0	0
	計	0	4	4	4	4	4
積算資料作成 (単位：件)	市町村	1	5	6	6	6	6
	県	8	16	16	16	16	16
	計	9	21	22	22	22	22
工事監督補助 (単位：件)	市町村	0	4	4	4	4	6
	県	3	6	6	6	6	6
	計	3	10	10	10	10	12
業務モニタリング (単位：件)	市町村	0	1	1	1	1	1
	県	1	1	1	2	2	3
	計	1	2	2	3	3	4

	対象業務	[市町村] ・処理場等の包括的民間委託のモニタリング（下水道及び農業集落排水の処理場の運転操作・監視、保守点検、清掃等の委託に関する監理・監督） [県] ・管路の包括的民間委託のモニタリング（管路点検、マンホール調査、マンホール形式ポンプ場保守点検、緊急対応等の委託に関する監理・監督） ※県では、上記に加えて包括的民間委託の導入拡大に向けた可能性調査や発注者支援に関する業務を官民出資会社に委託予定
--	------	---

4.3.3 収支計画

想定している業務量に基づいてシミュレーションを行った官民出資会社の損益計算書については、表2のとおりである。

表2 官民出資会社の損益計画

単位：百万円

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
売上高	30	179	178	154	177	181
売上原価	14	74	72	63	74	78
売上総利益	16	105	106	91	104	102
販売費及び一般管理費	37	80	80	80	80	80
営業損益	▲ 21	25	26	12	24	23
税引前当期純利益	▲ 21	25	26	12	24	23

※公共事業体によって、計画策定・見直しの時期が異なるため、売上高に変動がある。

※売上高は、県から発注される業務の費用であるが、県は出来高に応じて、委託費の一部を期中（四半期毎を目安）に支払う。

※人件費については、第10章に記載する条件に基づいて積算している。

※端数処理のため、合計が整合しない場合がある。

第5章 パートナー事業者を求める事項

5.1 パートナー事業者を求める事項

官民出資会社は、公営企業の経営に関する支援から、個別の施設の設計・施工に関する技術的な支援、人材育成支援まで、総合的な対応を行うものであり多岐にわたる能力が求められる。

パートナー事業者と公共事業体は、一体となってこれらの能力を備える組織を構築する必要があり、パートナー事業者には、公共事業体に不足するノウハウを補うことを求めるものである（図3）。官民出資会社は、パートナー事業者の高い専門性を生かした提案を積極的に採り入れ、効率的に業務を推進していく。

官民出資会社の運営に関して、パートナー事業者を求める体制及び人材配置については、表3のとおりとする。

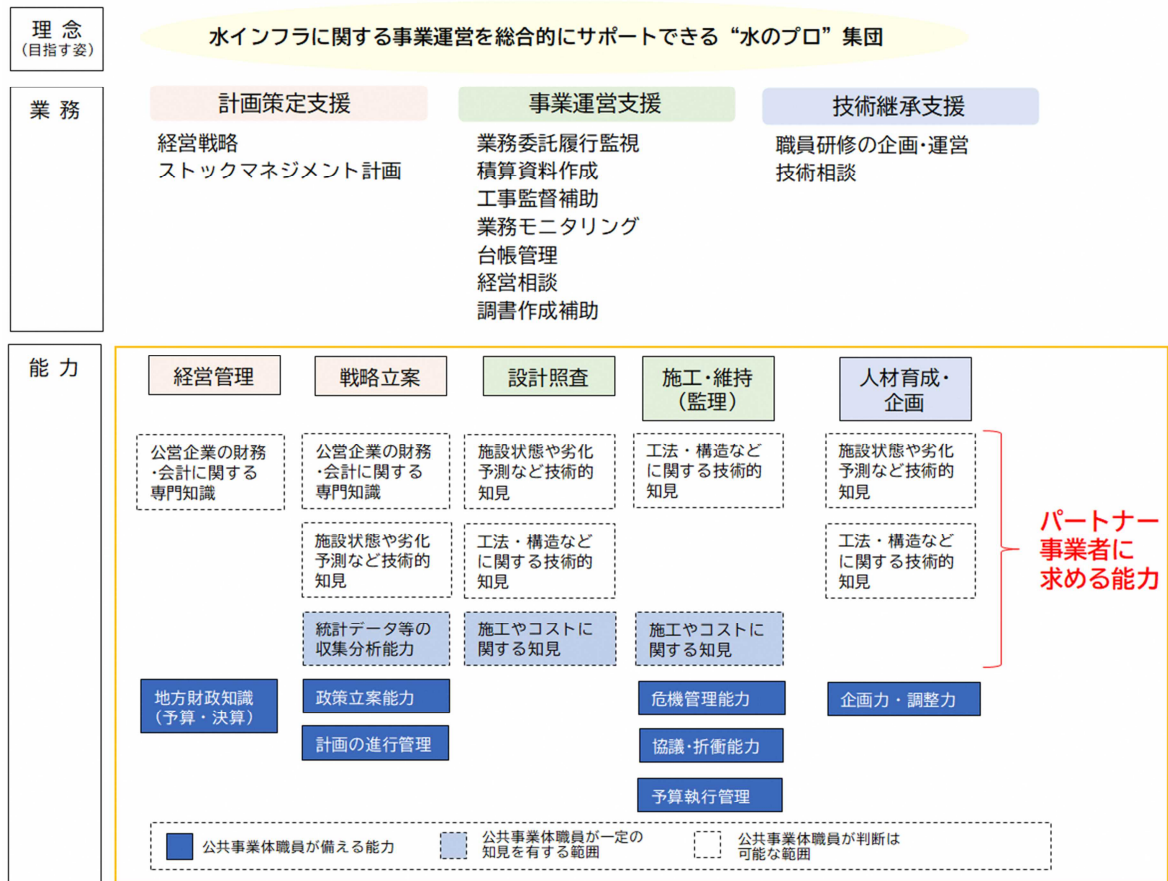


図3 官民出資会社が備えるべき能力

表3 パートナー事業者を求める事項

【体制】

パートナー事業者は、公共事業体が配置する役員及び派遣する従業員と一体となって、経営管理、戦略立案、設計照査、施工・維持（監理）、人材育成・企画に関する能力を備えた体制を提案するものとする。

【人員配置：令和5年度】

役員	応募者は、官民出資会社に、取締役兼使用人（常勤） <u>1名</u> を派遣するとともに、取締役（非常勤） <u>1名</u> を配置する。		
	取締役兼 使用人 （常勤）	役割	官民出資会社の経営に関する意思決定を担うとともに、業務執行を統括する。
		能力	・官民出資会社の経営方針の立案や評価を公平性を持って行うことができる能力 ・公営企業の経営（財務及び技術）に関する専門知識
		資格	—※1
	取締役 （非常勤）	役割	・官民出資会社の経営に関する意思決定を担う。
		能力	・官民出資会社の経営方針の立案や評価を公平性を持って行うことができる能力
		資格	—※1
従業員	応募者は、官民出資会社に技術系及び総務系の従業員を派遣又は配置する。※2		
	技術系 従業員	役割	主に経営戦略の策定・見直しに関する業務に従事する。
		能力	・生活排水処理事業に関して、秋田県の現状に即した質の高い戦略・計画の立案に寄与することができる能力
		資格	・技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門）の資格を有する者： <u>1名以上</u>
	総務系 従業員	役割	官民出資会社の総務に関する事務を総括する。
		能力	・株式会社の総務事務（株主総会等運営、規程監理、内部統制、広報）について執行することができる能力
		資格	—※1

【人員配置：令和6年度以降】

役員	応募者は、官民出資会社に、取締役兼使用人（常勤） <u>1名</u> を派遣するとともに、取締役（非常勤） <u>1名</u> を配置する。		
	取締役兼 使用人 （常勤）	役割	官民出資会社の経営に関する意思決定を担うとともに、業務執行を統括する。
		能力	・官民出資会社の経営方針の立案や評価を公平性を持って行うことができる能力 ・公営企業の経営（財務及び技術）に関する専門知識
		資格	—※1
	取締役 （非常勤）	役割	官民出資会社の経営に関する意思決定を担う。
		能力	・官民出資会社の経営方針の立案や評価を公平性を持って行うことができる能力
		資格	—※1
従業員	応募者は、官民出資会社に技術系及び総務系の従業員を派遣又は配置する。 ※2		
	技術系 従業員	役割	主に経営戦略及びストックマネジメント計画の策定・見直しに関する業務に従事する。
		能力	・生活排水処理事業に関して、秋田県の現状に即した質の高い戦略・計画の立案に寄与することができる能力
		資格	・技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門）の資格を有する者： <u>1名以上</u> ・技術士（同上）、技術士同等（建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者（上水道及び工業用水道部門又は下水道部門））、RCCM（上水道及び工業用水道部門又は下水道部門）のいずれかの資格を有する者： <u>1名以上</u>
	総務系 従業員	役割	官民出資会社の総務に関する事務を総括する。
		能力	・株式会社の総務事務（株主総会等運営、規程監理、内部統制、広報）を執行することができる能力
		資格	—※1

※1…必須資格は設定しないが、求める能力を満たすことを示す資格又は業務経験等について提案書に示すこと。

※2…人数及び勤務形態（常勤・非常勤）は指定しないが、官民出資会社が行う業務内容、業務量、収支計画を勘案して妥当性を有する体制を提案書に示すこと。

第6章 パートナー事業者の制限事項等

6.1 官民出資会社の情報に関する留意事項

- ・ パートナー事業者は、官民出資会社の株主として把握した官民出資会社の情報について、会社法に定められた株主としての権利を行使する目的以外に使用してはならない。
- ・ 官民出資会社の役員及び従業員は、業務に従事する中で得た秘密情報を、在職中及び退職後において、第三者に公表、開示してはならない。

6.2 利益相反取引の制限

- ・ パートナー事業者が官民出資会社に派遣する役員及び社員は、パートナー事業者又はパートナー事業者と資本面又は人事面において密接な関連のある者を履行監視の対象とする官民出資会社の業務に一切関与してはならない。本項については、株主間協定書締結後、書面により誓約させるものとする。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 50%を超える株式を有し、又はその出資総額の 50%を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

6.3 入札等の競争性の阻害に関する制限

- ・ 官民出資会社は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定される「特定法人」に該当するため、官民出資会社が入札等により相手方を選定する方法により行う請負その他の契約の締結に関しては、同法の規定が適用される。
- ・ 官民出資会社が成果品として納めた積算資料を基に公共事業体が工事等に関する入札を行う際には、パートナー事業者は、当該入札に参加してはならない。

第2編 応募及び選定方法

第7章 応募者の参加資格要件等

7.1 応募者の構成

- ・ 応募者は、官民出資会社への出資及び官民出資会社の経営が実施できる単独の法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- ・ 応募者は、応募法人又は応募グループの構成法人の名称及び官民出資会社において業務遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ・ 応募グループの場合、構成法人の中から当該グループを代表する法人（以下「代表事業者」という。）を定め、応募に係る手続き、連絡等の一切は県と代表事業者との間で行うものとする。
- ・ 応募グループの場合、構成法人の全てが出資を行い、グループ全体で第3章3.4に示すパートナー事業者の出資割合を満たすものとする。
- ・ 参加資格審査申請書類の提出以降、応募法人又は構成法人の変更は原則として認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ・ 応募法人又は構成法人と資本面又は人事面において密接な関連のある者が、単独で応募すること及び、他の応募グループの構成法人となることはできない。

7.2 応募者の要件

応募者は、参加資格審査申請日において、表4に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。

表4 応募者の要件一覧

一般事項	応募法人又は応募グループの構成法人が、次のすべての事項に該当すること。
	(1) 法律行為を行う能力を有すること。
	(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされていないこと。
	(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていないこと。
	(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。
	(5) 会社法に基づき会社の特別清算の申立がなされていないこと。

	(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる入札参加停止の事由に該当しないこと。
	(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
	(8) 参加資格確認申請の提出期限の日から過去 2 年間に不渡手形又は不渡小切手を振り出していないこと。
	(9) 直近事業年度の消費税及び地方消費税、秋田県税の滞納がないこと。かつ社会保険に加入し、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。
	(10) 官民出資会社のスキーム等を検討するために県がアドバイザー業務を委託した以下の法人と資本面若しくは人事面において密接な関連がないこと。 ・ EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 ・ EY 新日本有限責任監査法人 ・ シティユーワ法律事務所
実績要件	応募法人又は応募グループの代表事業者は、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかの事項に該当すること。
	(1) 元請けとして、次に掲げる①、②の両方の業務を受注し、完成させた実績を有すること。 ① 地方公営企業法適用後の公共下水道事業における経営戦略策定（改定含む）又は下水道の処理場、ポンプ場及び管路施設のストックマネジメント計画※¹の策定（改定含む）に関する業務 ② 地方公共団体、特別地方公共団体、日本下水道事業団、公益財団法人（以下「地方公共団体等」という。）が発注した下水道施設の整備又は改築・修繕等に係る施工監理に関する業務※²
	(2) 国内において、下水道、水道、工業用水道のいずれかの分野における P F I（コンセッション方式に限る）の運営を行う S P C の代表者としての実績を有すること。

※ 1 …国土交通省が公表している「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（2022 年改定）」の「第 2 編 スtockマネジメントの実施手法」に示される「施設情報の収集・整理」、「リスク評価」、「施設管理の目標設定」、「長期的な改築事業のシナリオ設定」に相当する範囲を含む計画を指す。

※2…公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会が公表している「下水道施設（管きょ）重点施工監理業務委託要領（案）」及び「下水道施設（ポンプ場、終末処理場）重点施工監理業務委託要領（案）（土木・機械・電気編）」において示される業務又は国や地方公共団体等が発注する下水道施設に関する現場技術業務や工事監督補助など、施工現場における立会や書類の確認等を行う業務を指す。

7.3 応募者の禁止行為

応募法人又は応募グループの構成法人は、本募集要項等に関する質問のほかは、自己の有利になることを目的として、公共事業体に働きかけを行ってはならない。これらの行為を行った者は、応募参加を認めず、又は応募参加資格を無効とする。

第8章 事業者の選定に関する手続き

8.1 基本的な考え方

本公募におけるパートナー事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う。

県は、学識経験者等で構成する「秋田県生活排水処理事業パートナー事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、委員会が公平かつ客観的な視点から提案内容の審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。

8.2 審査の方法

審査は、本募集要項と併せて公表する審査基準に従って、応募法人又は応募グループの構成法人の参加資格要件を確認する「参加資格審査」と、資格審査通過者の事業者提案（提案書のほか、提案内容を確認するために実施するプレゼンテーションにおける回答内容を含む。）を審査する「提案審査」の2段階で実施する。

8.3 要件・提案の審査

8.3.1 参加資格審査

県は、応募者の参加資格について確認を行い、確認結果を応募者に文書で通知する。

8.3.2 提案審査

委員会は、参加資格要件を満たしていることが確認された応募者の事業者提案を審査し、審査結果を県に報告する。

8.4 選定事業者の決定

県は、委員会の選定結果を踏まえて、選定事業者を決定する。

8.5 選定結果の通知及び公表

県は、選定事業者の決定後、選定結果を速やかに各応募者に通知するとともに、第12章12.3に示すウェブサイトで公表する。

8.6 応募に関する費用負担

応募に当たって必要となる費用は応募者の負担とする。

8.7 提案書等の帰属

8.7.1 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本公募の結果の公表及びその他県が必要と認めるときには、県は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

8.7.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じる責任は、原則として応募者が負う。

第9章 応募に関する手続き

9.1 事業者選定等のスケジュール

募集要項等の公表から官民出資会社の本格運用開始までのスケジュールについては、表5のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに県のウェブサイトで公表する。

表5 パートナー事業者の募集・選定等に関するスケジュール

日程	実施事項
令和5年3月10日（金）	募集要項等の公表
令和5年3月24日（金）	募集要項等に関する動画の配信
令和5年3月15日（水）～ 3月30日（木）	募集要項等に関する質問受付期間
令和5年4月12日（水）	質問に対する回答公表
令和5年5月15日（月）	参加資格審査申請書類受付期限
令和5年5月26日（金）	参加資格審査結果の通知

令和 5 年 6 月 2 日（金）	開示資料の閲覧・配布の申し込み期限
令和 5 年 6 月上旬頃	公共事業体と応募者との対話
令和 5 年 7 月 28 日（金）	提案書類等の受付期限、参加辞退届提出期限
令和 5 年 9 月上旬	プレゼンテーションの実施
令和 5 年 9 月中旬	審査結果の通知
令和 5 年 10 月下旬	株主間協定の締結
令和 5 年 11 月頃	官民出資会社の設立・プレサービス開始
令和 6 年 4 月	本格運用開始

9.2 募集要項等に関する動画の配信

県は、募集要項等に関する説明を動画で配信する。配信希望者は次のとおり事前に申し込みを行うこととする。

受付期限：令和 5 年 3 月 13 日（月）午後 5 時まで（必着）

申込方法：様式 1－1「募集説明会参加申込書」を第 12 章 12.2 に記載の問い合わせ先及び各種書類提出先へ電子メールにて送信すること。

9.3 募集要項等に関する質問受付及び回答の公表

県は、募集要項等について質問を受け付ける。質問がある者は次のとおり提出することとする。

受付期限：令和 5 年 3 月 30 日（木）午後 5 時まで（必着）

提出方法：様式 1－2「募集要項等に関する質問書」に質問内容を簡潔にまとめ、第 12 章 12.2 に記載の問い合わせ先及び各種書類提出先へ電子メールにて送信すること。

9.4 参加資格審査申請書類受付

本公募への応募者は、様式 2－1 参加表明書及び様式 2－2 参加資格確認申請書を次のとおり提出することとする。

受付期限：令和 5 年 5 月 15 日（月）午後 5 時まで（必着）

提出方法：「提出書類作成要領及び様式集」に従い、参加資格審査申請に関する提出書類を第 12 章 12.2 に記載の問い合わせ先及び各種書類提出先へ持参又は郵送等で送付すること。

9.5 参加資格審査結果の通知

県は、参加資格審査の結果を応募者に令和 5 年 5 月 26 日（金）までに書面で通知する。

9.6 開示資料の閲覧・配布の申し込み

県は、参加資格審査を通過した応募者のうち希望する者に対し、参考資料の閲覧・配付を行う。希望者は、次のとおり申し込むこととする。

受付期限：令和5年6月2日（金）午後5時まで（必着）

申込方法：様式2－4「開示資料閲覧・配布申込書兼守秘義務の遵守に関する誓約書」を第12章12.2に記載の問い合わせ先及び各種書類提出先へ電子メールにて送信すること。

9.7 公共事業体と応募者との対話

県は、参加資格審査を通過した応募者に対し、提案審査に関する提出書類の作成方法等について県と応募者の間で齟齬を生じさせないようにすること及び提案内容の質の向上を図ることを目的として、次のとおり対話を行うこととする。

県は、参加資格審査を通過した応募者に対し、対話の実施方法等を通知する。

9.8 提案書の受付

参加資格審査を通過し提案審査に参加する応募者は、「提出書類作成要領及び様式集」に従い、提案書を次のとおり提出することとする。

提出期限：令和5年7月28日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：「提出書類作成要領及び様式集」に従い、提案審査に関する提出書類を第12章12.2に記載の問い合わせ先及び各種書類提出先へ持参又は郵送等で送付すること。

9.9 参加辞退

参加資格審査を通過し提案審査を通過した応募者で、提案審査を辞退する場合は、令和5年7月28日（金）午後5時までに様式2－5プロポーザル参加辞退届を第12章12.2に記載の問い合わせ先及び各種書類提出先まで持参又は郵送等で送付することとする。

9.10 審査結果の通知

県は、提案審査の結果を応募法人又は応募グループの代表事業者に対して、令和5年9月中旬頃に通知する。

9.11 審査結果の公表

県は、審査の結果及び評価の内容について、選定事業者の選定後速やかに県のウェブサイトへの掲載その他の方法により公表する。

第10章 提案書作成に当たっての条件明示

10.1 本章の記載事項について

本章各項に示す内容については、県が官民出資会社の収支計画等を立案するために設定した条件を示したものである。応募に当たっては、各項の内容を踏まえて提案書の作成を行うものとする。

官民出資会社設立後の運営は、第3章及び第4章に示す内容及び株主間協定書並びにパートナー事業者からの提案に基づいて行うこととする。

10.2 収支計画における売上高の試算条件

- ・ 業務に関する歩掛は、「設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）（秋田県）」、「下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人日本下水道協会）」及び令和4年度に秋田県が徴収した見積等を参考としている。
- ・ 技術者単価は、「実施単価表 令和4年度（秋田県建設部・秋田県農林水産部）」の設計業務委託等技術者単価を採用している。
- ・ 県から官民出資会社に発注される業務の価格については、「設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）（秋田県）」に規定された積算体系に基づいて算出している。ただし、業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合を表す α は35%、業務価格に占める一般管理費等の割合を表す β は27%として積算している。

10.3 収支計画における人件費の試算条件

[役員]

- ・ 公共事業体が指名権を有する取締役3名については、1名は常勤、2名は非常勤とする予定としている。
- ・ パートナー事業者が指名権を有する取締役2名については、1名は常勤、1名は非常勤とする。

(参考) 役員報酬試算額

○令和5年度（令和5年11月～令和6年3月分）

公共事業体が指名する取締役分 約 3百万円

パートナーが指名する取締役分 約 5百万円※

○令和6年度以降

公共事業体が指名する取締役分 約 8百万円

パートナーが指名する取締役分 約 12百万円※

※1名は取締役兼部長となるため、役員報酬に従業員としての給与を加えた金額を記載している。

[従業員]

- ・ 公共事業体は、令和5年度については、土木系技術職員1名、設備系技術職員1名を、令和6年度以降は、土木系技術職員3名、設備系技術職員2名を官民出資会社の従業員として派遣する予定としている。
- ・ パートナー事業者は、令和5年度については、技術系社員1名、総務系社員1名を、令和6年度以降は、技術系社員を2名、総務系社員1名を専属で官民出資会社の従業員として派遣するものとして見積もっている。

(参考) 給与費試算額

○令和5年度（令和5年11月～令和6年3月分）

公共事業体派遣者分 約 6百万円

パートナー事業者派遣者分 約 7百万円※

○令和6年度以降

公共事業体派遣者分 約33百万円

パートナー事業者派遣者分 約22百万円※

※取締役兼部長の給与は含まない。

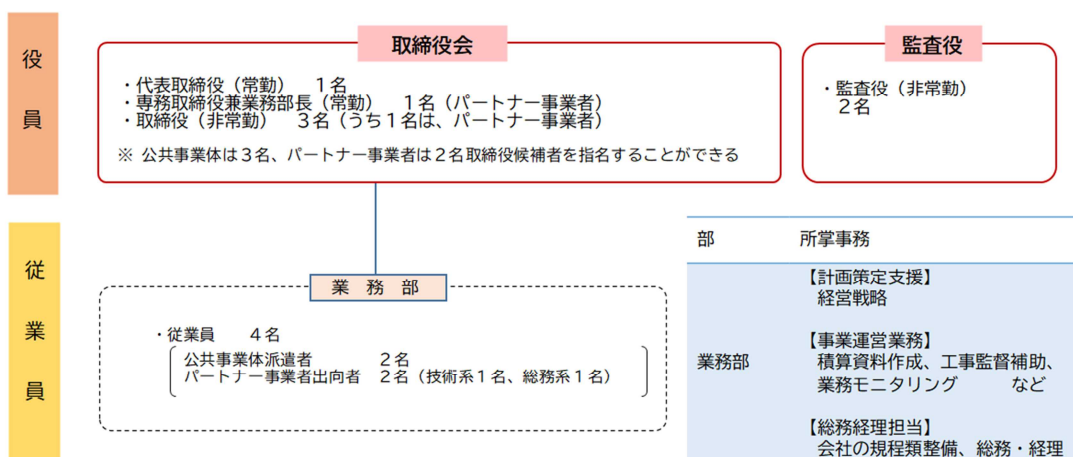


図4-1 令和5年度官民出資会社体制図（案）

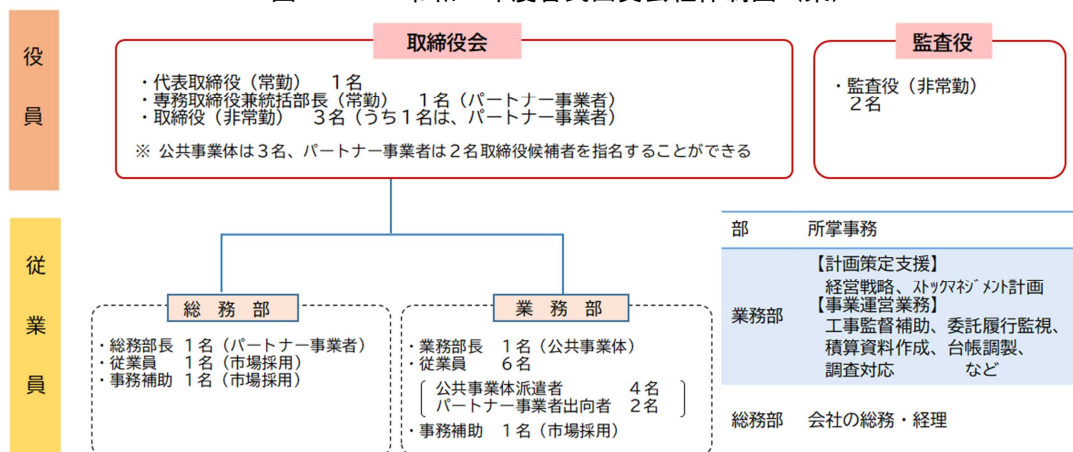


図4-2 令和6年度以降官民出資会社体制図（案）

10.4 就業に関する事項

10.4.1 公共事業体から派遣される従業員

- ・ 令和6年度以降の派遣人数については、官民出資会社が受注する業務量や業務内容に応じて増員する可能性がある。
- ・ 派遣者の在任期間は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（秋田県条例第64号）」、「公益的法人等への職員の派遣等（秋田県人事委員会規則919）」に基づき、3年を超えない範囲となる。

10.4.2 パートナー事業者から派遣される従業員

- ・ パートナー事業者から官民出資会社に派遣される従業員は、官民出資会社と雇用契約を結ぶ転籍出向、パートナー事業者との雇用契約を解除することなく官民出資会社に従事する在籍出向のいずれの形態も可能とする。
- ・ 転籍出向の場合は、派遣される社員の給料を官民出資会社が直接負担し、在籍出向の場合は、官民出資会社が派遣元のパートナー事業者に負担金を支払うこととする。
- ・ 出向については専属を原則とするが、官民出資会社に派遣された後も派遣元のパートナー事業者の社員としても職務に従事する形態（以下「兼務出向」という。）も必要に応じて認めるものとする。兼務出向する場合は、官民出資会社での職務従事時間を正確に記録し、その記録に基づく給与分に限って、官民出資会社が派遣元のパートナー事業者に負担金を支払うこととする。

10.4.3 従業員の勤務形態

- ・ 官民出資会社の従業員は、原則として官民出資会社の事業所内で業務を行うものとする。
- ・ ただし、多様な働き方の実現により、生産性向上や人材確保を図る観点から、官民出資会社は就業規則等にテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務及びモバイル勤務をいう。）に関する規定を定め、規定の範囲内においてテレワークを認めるものとする。

10.5 業務の再委託

- ・ 官民出資会社は、4.3.1に示す各業務の主たる部分を第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。
- ・ 主たる部分とは、各業務における総合的企画、業務遂行監理、手法の決定及び技術的判断等を指す。

第 3 編 選定事業者の決定後の手続き等

第11章 選定事業者の決定後の手続きに関する事項

11.1 株主間協定の締結

県、市町村及び選定事業者は、協議の上、官民出資会社の運営に関する株主間協定を締結する。

官民出資会社の運営に関する株主間書協定（案）については、添付資料のとおりである。

11.2 官民出資会社の設立

県、市町村及びパートナー事業者は、令和 5 年 11 月頃を目処に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として官民出資会社を設立できるよう、自らにおいて合理的に必要とされる行為を実施する。

第12章 その他パートナー事業者の選定に関し必要な事項

12.1 募集要項等の変更

県は、募集要項等の変更が必要と判断した場合には、内容を改正し、県のウェブサイトで公表する。

12.2 募集要項等に関する問い合わせ先及び各種書類提出先

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

住 所： 秋田市山王四丁目 1－1

電話番号： 018-860-2461

E-mail： gesuido@pref.akita.lg.jp

担 当 者： 佐藤、新林、保坂

12.3 情報提供

本公募に関する情報提供は、次のウェブサイトにおいて行う。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14394>

（部署別／建設部／下水道マネジメント推進課／お知らせ）

12.4 提案書作成に当たっての参考資料

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ・新秋田元気創造プラン（2022～2025 年度） | [令和 4 年 3 月策定] |
| ・秋田県生活排水処理構想（第 4 期構想） | [平成29 年 3 月策定] |
| | ※令和 5 年 3 月改訂 |
| ・あきたの下水道（本編） | [平成29 年 3 月更新] |
| ・あきたの下水道（資料編） | [令和 4 年10 月公表] |
| ・市町村公営企業概要 | [毎年度公表] |
| ・市町村事業別経営比較分析表 | [毎年度公表] |
| ・秋田県水道ビジョン | [令和 3 年 3 月策定] |